

# 浜松市毒物劇物等中毒処理要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における毒物劇物及び有害な化学物質を原因とする健康被害（以下「毒物等による健康被害」という。）の発生（疑いを含む。）に対して、迅速な患者の収容、治療、原因の追及及び被害の拡大防止に必要な事項を定めるものである。

### (基本方針)

第2条 毒物等による健康被害の処理にあたっては、市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、予断をもって判断することなく、科学的、客観的な評価に基づき行うものとする。

## 第2章 発生の探知等

### (発生の探知)

第3条 保健総務課は、毒物等による健康被害の発生を探知した場合の処理は、「浜松市健康危機管理基本指針第6」により行うものとする。

### (初期の対応)

第4条 保健総務課は、医師から毒物等による健康被害の通報があった場合は、当該医師から患者の症状その他の状況を十分聴取する。

2 保健総務課は、医師以外の者から毒物等による健康被害の通報があった場合において、患者が医師に受診している場合は、当該主治医に連絡し、症状その他の状況を十分に聴取するとともに、その診断を確認し、また患者が医師に受診していない場合は、速やかに受診を勧めるとともに、その後の医師の診察結果を確認する。

3 保健総務課は、毒物等による健康被害が飲食物等を介した健康被害であった場合は、第1項及び第2項の医師に対し、患者の吐物等の検体の確保を要請する。

4 保健総務課は、毒物劇物の飛散あるいは流出等の事故が発生し、不特定多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、警察署及び消防署と連携し、情報の提供等、必要な措置を講じるものとする。

5 保健総務課は、毒物等による健康被害の調査が迅速かつ的確に行われるよう警察署、消防署及び病院等と相互に情報交換を行うものとする。

### (支援要請)

第5条 保健所長は、毒物等による健康被害の発生規模が著しく大きく、又は広域にわたると懸念され、保健所だけでは対応が困難であると認める場合には、静岡県健康福祉部等に支援を要請するものとする。

### (広報体制)

第6条 毒物等による健康被害に関連する報道機関等への広報、上司への報告は「浜松市健康危機管理基本指針第12」により行う。

2 毒物等による健康被害発生情報を報道機関へ広報する場合は、広聴広報課と協議するとともに、厚生労働省及び静岡県の関係機関に連絡するものとする。

3 毒物劇物について、物質名が特定されている場合には、毒物劇物情報データベース（D -

G E T S ) を活用し、毒物劇物の物性・応急措置方法等について消防署等関係機関へ情報提供を行う。

### 第 3 章 浜松市毒物劇物等中毒対策本部

#### ( 対策本部の設置 )

第 7 条 「浜松市健康危機管理基本指針第 1 0 」により、浜松市毒物劇物中毒対策本部 ( 以下「対策本部」という。 ) を設置するものとする。

#### ( 対策本部の事務 )

第 8 条 対策本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 原因究明のための調査、検査に関すること。
- (2) 救急医療の確保に関すること。
- (3) 毒物等による健康被害や薬物等の情報の収集と提供に関すること。
- (4) 毒物等による健康被害の対策の決定に関すること。
- (5) 医療機関、警察署、厚生労働省及び静岡県等の機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他原因究明、対策の決定等に関し必要と認められること。

#### ( 対策本部の組織 )

第 9 条 対策本部に本部会議及び班を置くものとする。

- 2 本部会議に本部長、副本部長及び本部員、班に班長をおくものとする。
- 3 本部長には、市長又は副市長をもってあてる。
- 4 副本部長には健康福祉部長をもってあてる。なお、浜松市健康危機管理基本指針別表の判定基準による健康危機がレベル 3 の場合は、危機管理監を副本部長に加えるものとする。
- 5 本部員は健康医療課長、保健所各課長及び保健環境研究所長をもってあてる。ただし、毒物等による健康被害の状況に応じ、庁内関係課長をあてることができるものとする。
- 6 各班の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 7 前条の規定にかかわらず、本部長は健康被害の状況に応じて、必要な班その他を置くことができる。
- 8 本部長は、前項において、班その他を設置した場合、関係部課等の職員を招集し、その所掌事務を定めるものとする。
- 9 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となるものとする。
- 1 0 前各号に掲げるものの他、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

#### ( 原因物質の調査 )

第 1 0 条 対策本部は、毒物等による健康被害の原因物質 ( 以下「原因物質」という。 ) の調査が迅速かつ正確に行われるよう、医療機関、厚生労働省、静岡県及びその他の機関等と随時必要な協議及び情報交換を相互に行うものとする。

- 2 対策本部は原因物質を特定するため、必要な検体を確保するとともに、必要に応じて警察署と協議し、これを速やかに保健環境研究所に搬入、あるいは、県警本部科学捜査研究所に依頼するものとする。
- 3 保健環境研究所は、搬入された検体について、速やかに原因物質の特定を行うとともに、その経過および結果を対策本部に報告するものとする。

#### ( 情報の提供 )

第 1 1 条 前条により、原因物質が特定されたときは、対策本部長が速やかに主治医に提供するものとする。

2 毒物等の健康被害に関する情報は警察、消防署、医療機関等と共有するものとする。

#### 第 4 章 資料の管理

##### ( 資料の管理 )

第 1 2 条 保健所は、毒物等の健康被害に係る対策の適時、適切な見直しを継続的に行うため、対策決定の経緯、判断理由等についての資料を適切に管理するものとする。

#### 第 5 章 平常時における準備等

##### ( 平常時における体制の整備等 )

第 1 3 条 保健所は、厚生労働省、静岡県及び( 公財 )日本中毒情報センターと連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、常時、緊急時に備え、医療情報が入手できる体制を整備する。

2 保健所は、事件に迅速に対応するため緊急連絡網を整備する。

3 保健所は、事件の発生時において、迅速かつ的確な調査及び検査が実施できるよう平素から関係職員の知識技術の向上のための研修を行う。

4 保健所は、初動調査を円滑に行うため、調査及び検査に使用する器具及び機材等を整備し、常に使用できる状態にしておく。

5 保健所は、平素から毒物劇物取扱い者に対し、保管、管理、使用等について関し指導を行うとともに、毒物等による健康被害の発生を未然に防止するよう啓発に努める。

##### ( 委任 )

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、毒物劇物等中毒の処理及び調査に関し必要な事項は、保健所長が定める。

##### 附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成 2 7 年 3 月 1 2 日から施行する。

##### 附 則

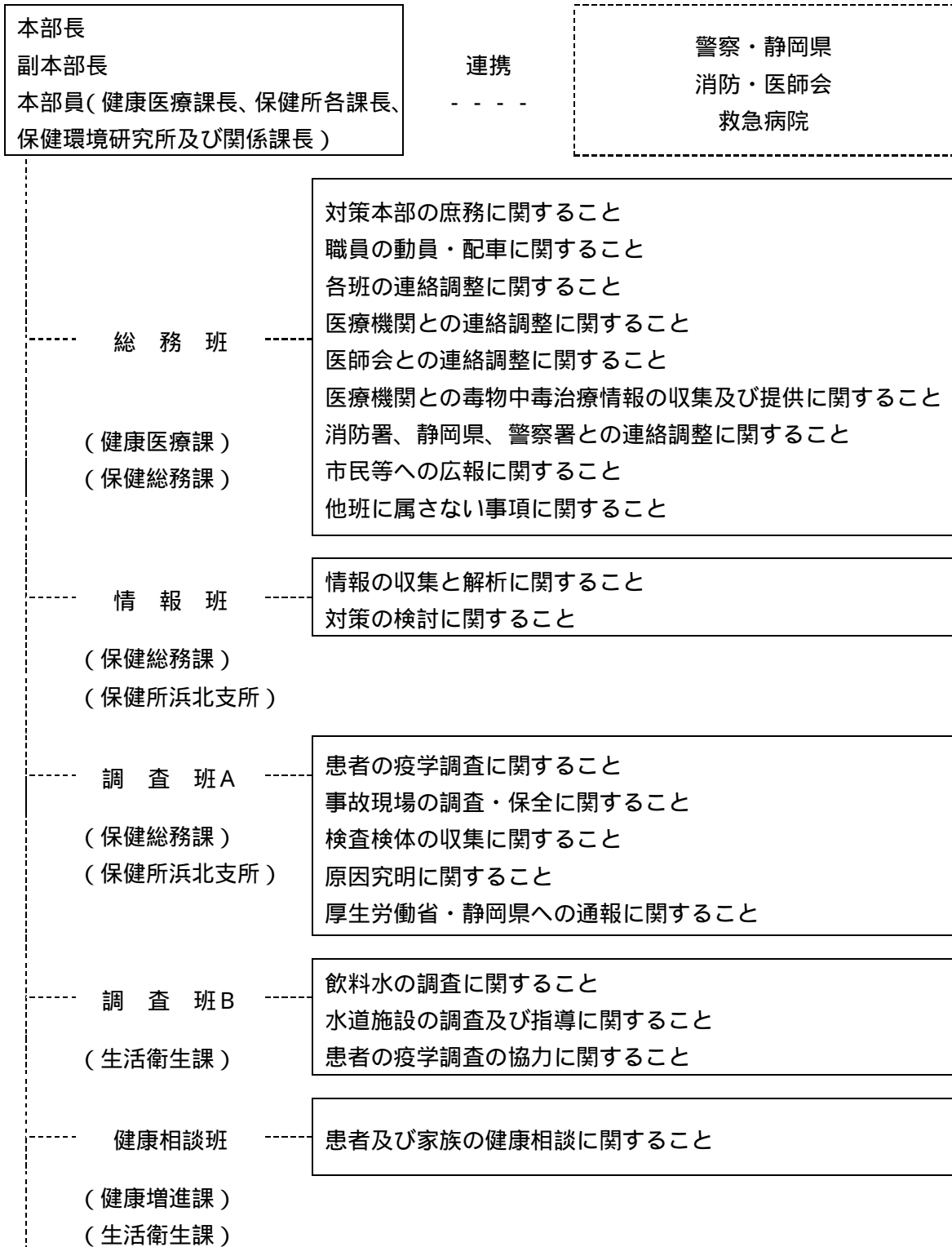
この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 浜松市毒物劇物等中毒対策本部組織図及び所掌事務

対策本部・本部会議





試験検査班



毒物等の検査に関すること  
他の検査機関との連携に関すること

(保健環境研究所)